

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第七号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)				別表(第二条関係)			
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
電気工事法(昭和三十三年法律第三十五号)	(略)	電気工事士免状の書換え手数料	二、七〇〇円	電気工事法(昭和三十三年法律第三十五号)	(略)	電気工事士免状の書換え手数料	二、一〇〇円
以下この項において「法」という。	(略)	(略)	(略)	以下この項において「法」という。	(略)	(略)	(略)

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(指定試験機関等への納付) 第三条(略)				(指定試験機関等への納付) 第三条(略)			
試験等	指定試験機関等	試験等	指定試験機関等				
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第一百七十六号)第十六条第一項の規定による宅地建物取引士資格試験	(略)	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第一百七十六号)第十六条第一項の規定による宅地建物取引士資格試験	(略)				
調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)第三条の二第二項の規定により厚生労働大臣が指定する試験機関	同法第三条の二第二項の規定により厚生労働大臣が指定する試験機関	調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)第三条の二第二項の規定により厚生労働大臣が指定する試験機関	同法第三条の二第二項の規定により厚生労働大臣が指定する試験機関				

師試験  
(略)

別表(第二条関係)		法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
調理師 (法(昭和三十九年法律第七十四号)以下この項において「法」という。)	(略)	建築基準法(第五十一条ただし書(法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する二百一十号。以下この等的位置の許可の申請に対する審査	建築基準法(第五十一条ただし書(法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する二百一十号。以下この等的位置の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
		法第五十二条第六項第三号の規定による建築物の容積率に係る特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	二七、〇〇〇円	
		法第五十五条第二項の規定による建築物の高さに係る特例の認定の申請に対する審査	(略)	(略)	
		法第五十五条第三項の規定による建築物の高さに係る特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円	
		法第五十五条第四項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	(略)	(略)	
		法第五十七条の四第一項の規定による特例容積率適用地区内における建築物の高さの最高限度に関する特例の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	
		法第五十八条第二項の規定による高度地区内における建築物の高さに係る特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円	
		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	

(略)

別表(第二条関係)		法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
調理師 (法(昭和三十三年法律第七十四号)以下この項において「法」という。)	(略)	建築基準法(第五十一条ただし書(法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する二百一十号。以下この等的位置の許可の申請に対する審査	建築基準法(第五十一条ただし書(法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する二百一十号。以下この等的位置の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
		法第五十二条第六項第三号の規定による建築物の容積率に係る特例の認定の申請に対する審査	(略)	(略)	
		法第五十五条第二項の規定による建築物の高さに係る特例の認定の申請に対する審査	(略)	(略)	
		法第五十五条第三項の規定による建築物の高さに係る特例の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	
		法第五十五条第四項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	(略)	(略)	
		法第五十七条の四第一項の規定による特例容積率適用地区内における建築物の高さの最高限度に関する特例の許可の申請に対する審査	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	

	(略)	(略)	(略)	(略)
介護保 法第六十九條の二第 二項の規定による介 護支援専門員実務研 修受講試験問題作 成事務手数料	(略)	(略)	(略)	一、四〇〇円
介護保 法第六十九條の二第 二項の規定による介 護支援専門員実務研 修受講試験問題作 成事務手数料	(略)	(略)	(略)	一、八〇〇円

(広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部改正)

第三条 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号）の二

部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
に改正する。

改正後					改正前				
別表（第八条関係）					別表（第八条関係）				
一 手数料					一 手数料				
センターの 区分	種別	金額	種別	金額	センターの 区分	種別	金額	種別	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
食品工業技 術センター	試験及び測定	一単位につき 一九、一〇〇円	試験及び測定	一単位につき 一八、八〇〇円	食品工業技 術センター	試験及び測定	一単位につき 一八、八〇〇円	試験及び測定	一単位につき 一七、六〇〇円
	検査及び分析	一成分につき 二八、〇〇〇円	検査及び分析	一成分につき 二七、六〇〇円		検査及び分析	一成分につき 二七、六〇〇円	検査及び分析	一成分につき 二七、六〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
東部工業技 術センター	検査及び分析	一単位につき 一一、九〇〇円	検査及び分析	一単位につき 一一、六〇〇円	東部工業技 術センター	検査及び分析	一単位につき 一一、六〇〇円	検査及び分析	一単位につき 一一、六〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
水産海洋技 術センター	検査及び分析	一件につき 二五、四〇〇円	検査及び分析	一件につき 二四、八〇〇円	水産海洋技 術センター	検査及び分析	一件につき 二四、八〇〇円	検査及び分析	一件につき 二四、八〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
林業技術セ ンター	試験及び測定	一件につき 一〇〇、九〇〇円	試験及び測定	一件につき 七四、八〇〇円	林業技術セ ンター	試験及び測定	一件につき 七四、八〇〇円	試験及び測定	一件につき 七四、八〇〇円
共通	成績書及び証明書	一部につき 一、三〇〇円	成績書及び証明書	一部につき 一、二〇〇円	共通	成績書及び証明書	一部につき 一、二〇〇円	成績書及び証明書	一部につき 一、二〇〇円
	前処理及び試料調製	一時間につき 三、九〇〇円	前処理及び試料調製	一時間につき 三、八〇〇円		前処理及び試料調製	一時間につき 三、八〇〇円	前処理及び試料調製	一時間につき 三、八〇〇円
	設備利用において職員 が行う機器操作	一時間につき 三、九〇〇円	設備利用において職員 が行う機器操作	一時間につき 三、八〇〇円		設備利用において職員 が行う機器操作	一時間につき 三、八〇〇円	設備利用において職員 が行う機器操作	一時間につき 三、八〇〇円
備考 (略)			備考 (略)		備考 (略)			備考 (略)	

(ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例の一部改正)

第四条 ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第十一号

）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後		改正前	
別表第二(第五条関係)		別表第二(第五条関係)	
種別	金額	種別	金額
分析機械	一時間につき 一七、五〇〇円	分析機械	一時間につき 一七、四〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	
別表第三(第五条関係)		別表第三(第五条関係)	
種別	金額	種別	金額
成績書及び証明書	一、三〇〇円	成績書及び証明書	一、二〇〇円
前処理及び試料調製並びに設備利用における機器操作	三、九〇〇円	前処理及び試料調製並びに設備利用における機器操作	三、八〇〇円

(広島県道路占用料徴収条例の一部改正)

第五条 広島県道路占用料徴収条例(昭和二十八年広島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条関係)

法第三十 条第一 項第一 号に掲 げる工 物	占用物件	単位	所在地				
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	第一種電柱	一本につき一年	九〇〇	八〇〇	五七〇	四八〇	四三〇
第二種電柱	第一種電柱	一本につき一年	九〇〇	八〇〇	五七〇	四八〇	四三〇
第三種電柱	第一種電柱	一本につき一年	九〇〇	八〇〇	五七〇	四八〇	四三〇
第一種電話柱	第一種電話柱	一本につき一年	七〇〇	七〇〇	五一〇	四三〇	三九〇
第二種電話柱	第二種電話柱	一本につき一年	七〇〇	七〇〇	五一〇	四三〇	三九〇
第三種電話柱	第三種電話柱	一本につき一年	七〇〇	七〇〇	五一〇	四三〇	三九〇
その他の柱	その他の柱	長さ	一七〇	七一	五一	四三	三九
共架電線その他上空に設ける線類	共架電線その他上空に設ける線類	長さ	一七	七	五	四	四

法第三十條第一項第二号に掲げる	外徑が○・七メートル未満のもの	外徑が○・七メートル以上のもの	その他のもの	占面積	一方メートル	一方メートル	表示面積	郵便差出箱及び信書便差出箱	所	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	他の線類	地下に設ける電線その他	地下に設ける電線その他
長さ	長さ	長さ	占面積	一方メートル	一方メートル	表示面積	占面積	占面積	占面積	占面積	占面積	占面積	占面積	占面積	占面積
七	七	七	三、四〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一、四〇〇	三、四〇〇	一、四〇〇	三、四〇〇	一、〇〇〇	一、六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三〇	三〇	三〇	一、四〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	六〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	四三〇	七〇〇	四	四	四
二二	二二	二二	一、〇〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	四二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇〇	四九〇	三	三	三
一八	一八	一八	八五〇	八七〇	八七〇	八七〇	三六〇	八五〇	八五〇	八五〇	二六〇	四二〇	三	三	三
一六	一六	一六	七八〇	五九〇	五九〇	五九〇	三三〇	七八〇	七八〇	七八〇	二三〇	三八〇	二	二	二



施設るげ																															
法第三十二条第一項第四号に掲げる施設																															
象と	し置	設置	導線	その	他の	線類	道路の構造	又は交通の	状況を表示	する標示柱	その他の柱	類	その	他の	もの	もの	地下	に設	ける	もの	その	法第三十二条第一項第四号に掲げる施設									
																						上空	に設	ける	地下	に設	ける	もの	地下	に設	ける
占	積	平	方	メ	ト	ル	に	一	年	占	積	平	方	メ	ト	ル	に	一	年	占	積	平	方	メ	ト	ル	に	一	年		
二、	七〇〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	一、	一〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	二、	七〇〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額
一、	七〇〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	一、	一〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	二、	七〇〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額
一、	七〇〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	一、	一〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	二、	七〇〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額
一、	七〇〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	一、	一〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	二、	七〇〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額
一、	七〇〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	一、	一〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	二、	七〇〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額
一、	七〇〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	一、	一〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	二、	七〇〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	一、	七〇〇	八二〇	六八〇	六二〇	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額

			令 第 七 条 第 一 項 掲 げ 物 件			法 第 十 二 条 第 一 項 掲 げ 施 設		
お 旗 ざ	標 識	一 時 的 設 け の 物			一 時 的 設 け の 物			
		祭 礼 日	縁 日	催 しの 際	一 時 的 設 け の 物	一 時 的 設 け の 物	一 時 的 設 け の 物	
日 本 一 つ	年 一 つ	一 年 一 回	一 年 一 回	一 年 一 回	一 年 一 回	一 年 一 回	一 年 一 回	
三〇〇	七〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	
四八	一〇〇	八〇〇	八〇〇	四八〇	四八〇	四八〇	四八	
一八	八二〇	八〇〇	八〇〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八	
九	六八〇	八七〇	八七〇	八七	八七	八七	九	
六	六二〇	五九〇	五九〇	五九	五九	五九	六	









別表第二(第五条関係)  
 広島県港湾施設使用料(通常使用による場合)  
 国際拠点港湾及び重要港湾

港湾施設の種類	港湾施設の種類	種別	単位	金額	摘要
港湾環境整備施設	緑地	駐車料	自動車一台一回につき 午前九時から午後十時まで 一時間まで	二二〇円 以内で知事が定める額	(略)
			一時間を超える場合 超える時間三十分まで 五分ごと	一一〇円 以内で知事が定める額	(略)
			時間利用券 一時間までの駐車料に相当する額の時間利用券	一一三〇円以内 一、二枚 一一、一六〇枚 つづり	(略)
			一時間を超える場	額が定める 五〇円以内 五、一、八枚つづり 三〇〇枚 五〇円以内 五枚つづり	(略)

別表第二(第五条関係)  
 広島県港湾施設使用料(通常使用による場合)  
 国際拠点港湾及び重要港湾

港湾施設の種類	港湾施設の種類	種別	単位	金額	摘要
港湾環境整備施設	緑地	駐車料	一回につき 午前九時から午後五時まで 自動車	六二〇円	(略)

地方港湾	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	合超える時間三〇分までこの駐車料に相当する額の時間利用	一、二五〇円以内	で知事が定める額	六、六〇〇円以内	で知事が定める額	一〇〇円以内	一、一〇〇円以内	八〇円以内	が定める額	二八、二〇〇円以内	三〇〇円以内	三〇〇円以内	二八、二〇〇円以内	三〇〇円以内	三〇〇円以内	三〇〇円以内	三〇〇円以内	
地方港湾	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																		

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第八条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)		別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
種別	金額	種別	金額	種別	金額	種別	金額
一一二(略)	略	一一二(略)	略	一一二(略)	略	一一二(略)	略
十三 新生児介補料	一日六、三三〇円以内で管理者が定める額	十三 新生児介補料	略	十三 新生児介補料	一日五、四〇〇円以内で管理者が定める額	十三 新生児介補料	略
備考(略)	略	備考(略)	略	備考(略)	略	備考(略)	略

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第九条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)				別表(第二条関係)			
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
道路交 通法(法第五十一条の十三以下) この項に定まる駐車監視員 おいて資格者の認定の申請 「法」 に対する審査 という。	(略)	(略)	(略)	道路交 通法(法第五十一条の十三以下) この項に定まる駐車監視員 おいて資格者の認定の申請 「法」 に対する審査 という。	(略)	(略)	(略)
法第七十五条の十二 第一項の規定による 特定自動運行の許可 の申請に対する審査	(略)	特定自動運行七九、二〇〇円	(略)		(略)		(略)
法第七十五条の十六 第一項の規定による 特定自動運行計画の 変更の許可の申請に 対する審査	(略)	特定自動運行七八、五〇〇円	(略)		(略)		(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第一条の規定 令和五年三月三十一日
  - 二 第七条の規定 令和五年七月一日

(経過措置)
- 2 前項本文に規定する日前に第三条の規定による改正前の広島県立総合技術研究所設置及び管理条例第七条の規定による許可を受けている者又は同条例第四条第一項のセンターに試験、検査、分析等の依頼をしている者に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第五条の規定による改正後の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定により算定した一年当たりの占用料の額(以下「改正占用料額」という。)が、第五条の規定による改正前の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定により算定した一年当たりの占用料の額(以下「改正前占用料額」という。)の一・二倍を超える場合の一年当たりの占用料の額は、改正後の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が、改正占用料額を超える場合は、当該改正占用料額を占用料の額とする。
  - 一 令和五年度 改正前占用料額に一・二を乗じて得た額
  - 二 令和六年度以降 一・二を令和五年度から当該年度までの年度の数だけ乗じて得た数に改正前占用料額を乗じて得た額